

## 第6回平塚市人権懇話会 会議録（要旨）

- 【日 時】 平成24年11月21日（水） 午前10時～午前11時55分  
【場 所】 平塚市教育会館 小会議室  
【出席委員】 8名（吉川委員、朝倉委員、池澤委員、大曾根委員、工藤委員、小瀬村委員、龍崎委員、吉田委員）  
【主催者】 蓑島人権・男女共同参画課長、杉森人権・男女共同参画課課長代理、椎野主事  
【傍聴者】 なし

### 1 開会

— 事務局により議事進行 —

事務局が開会の挨拶及び新任職員の紹介、配付資料の確認を行った。

- ・会議次第
- ・資料 平塚市人権施策推進指針（素案）
- ・資料 平塚市人権施策推進指針（素案）修正箇所
- ・資料1 平塚市人権施策推進指針（素案）に対するパブリックコメント実施結果
- ・資料2 パブリックコメント意見反映（案）

### 2 議題

— 座長により議事進行 —

#### （1）平塚市人権施策推進指針（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

「資料1 平塚市人権施策推進指針（素案）に対するパブリックコメント実施結果」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

（事務局）9月7日から10月9日までパブリックコメントを実施し、7人から18件のご意見をいただいた。内容は資料1のとおりとなっている。意見に対する市の考え方については、現在庁内で調整をしているため確定していないが、基本的に指針（素案）の内容を基に作成した。ただし、意見No. 16は、平塚市災害時要援護者避難支援プランの策定趣旨を参考にしている。

素案への意見反映区分はAからDの4区分で、A（素案の修正）が4件、B（今後の参考）が10件、C（盛り込み済）が2件、D（その他）が2件となっている。いただいたご意見はできるだけ反映させるようにしているが、全体的に指針策定後の取組みや施策を進めるにあたっての具体的な事業に対する意見が多かった。

（座長）ご質問、ご意見等が特にないようなので、これで了承とする。

#### （2）パブリックコメントを受けての指針（素案）の再検討について

「資料1 平塚市人権施策推進指針（素案）に対するパブリックコメント実施結果」「資料2 パブリックコメント意見反映（案）」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) パブリックコメントの意見を踏まえ、意見の反映案(資料2)を作成した。

素案へ反映した意見について説明する。資料1の意見No. 3は、社会問題ということがわかるようにという趣旨で資料2の2ページと4ページに追記している。意見No. 12は、平塚市には実際に特別支援学校や障がい者施設が多くあるので、資料2の19ページに追記した。意見No. 13は資料2の23ページ、意見No. 14は資料2の28ページにそれぞれ追記した。意見No. 5については、素案本文の記述では説明が不足していたため、資料2の6ページに追記した。

(座長) このあと平塚市人権施策推進指針(素案)についての協議に入るので、ご質問、ご意見等がある場合はその中でしていただきたい。

パブリックコメントの意見反映(案)を中心に、素案全体について、まずは「資料平塚市人権施策推進指針(素案)」の6ページまででご質問、ご意見等はあるか。

(事務局) お示した意見反映(案)のほかに、パブリックコメントに対する意見を受けて、さらに追記したほうがよいと考える事項があれば併せてご意見をいただきたい。

(委員) 意見反映(案)はよく検討されていると思う。

素案6ページ(4)にある「事業所」とは、どういう定義なのか。企業は「事業所」の中に含まれるのか。含まれないのであれば、1行目を「事業所、市民活動団体、企業及び行政など」としてはどうか。

(事務局) 「事業所」には企業も含まれると考えている。本指針は、施策推進のガイドラインと位置づけており、また、市民や企業等の理解や取組みを促進するものという考え方で指針の策定を進めている。企業側もパワハラやセクハラなどに対する取組みを個別に実施しているとは思いますが、市民をはじめ企業等に本指針を周知し、改めて取組みを促進していくという考え方で、ここでは「事業所」と表記している。

(座長) 言葉の使い方として、全体的に「事業所」で統一されていると考えてよいか。

(事務局) 「事業所」で統一している。

(委員) 9ページに「(3) 企業等における取組みの促進」とあるが、この部分だけ「企業等」となっている。これを踏まえ、6ページの1行目に「企業等」と追記すれば、9ページも違和感がなくなるのではないか。

(事務局) 委員のご意見のように追記すると、同じような概念の言葉が並んでしまう。統一したほうがよいということではよいか。

(委員) 商工会議所では「事業所」を用いている。「企業等」とすると漠然として、大企業というイメージが強くなってしまわないか。「事業所」であれば小規模のものも含まれるので、平塚市の指針では「事業所」としたほうがよいのではないだろうか。

(座長) 「企業等」が広い意味での事業所を念頭に置いているのであれば、「事業所」としたほうがよい。言葉としては統一したほうがよいと思う。

(委員) (そうしないと) 定義づけにも矛盾が生じてしまう。

(座長) 場合によっては、用語説明で事業所の定義を説明してもよいのではないだろうか。

(座長) 言葉の使い方は1つずつチェックしないといけないと思うので、事務局で確認していただく必要がある。

ほかにご質問、ご意見等はあるか。

(委員) 6ページ「3 市の基本姿勢」の「(2) 人権情報の収集と活用」について、「人

権に関する情報収集を図るとともに、」の次に「市民セミナー、講演会の実施や標語の作成等」と追記してはどうか。

(座長) 広報活動の具体的な例を入れたほうがよいということか。

(事務局) ある程度、情報収集の内容がわかるようにという趣旨か。

(委員) そのとおり。基本姿勢なので長く書く必要はないと思うが、後ろに何か所か出てくるので、ここで押さえておいたほうがよいのではないか。

(座長) 全体的な広報活動についての記載はあるのか。基本姿勢の中には、ご指摘のような市民に対する広報活動等に対する言及はないのか。「Ⅲ 人権施策の推進」の「2 人権啓発の推進」に入っているということか。

(事務局) 人権情報は当課が所管課なので、いろいろな団体の会報誌や情報がある程度得ている。しかし、所管課だけではなく関連部署や庁内全体にも情報を広げて、認識の共有を図るという趣旨で、「(2) 人権情報の収集と活用」としている。

(委員) ここは内部の対応についてということか。

(事務局) そのとおり。各行政分野にはそれぞれ所管課があるが、事業等を実施・推進していくにあたって、人権についての状況や課題等を念頭に置いていただくということで、関連部署へ情報を提供し、庁内全体で人権に関する情報を共有化するという趣旨。

(座長) 「庁内全体で」といった文言を追加したほうがわかりやすい。ここでは市として各部署での共有化をめざすということだと思う。関連部署というところで推測できるかもしれないが、検討していただきたい。広報は次の項目でよいのではないかと思う。

(委員) パブリックコメントの意見からは、大枠を捉えた形での概念はよくできているが、具体性に乏しいのではないかという印象を受けた。そういった意味では、長々と書く必要はないが、先ほど申し上げたようにキーワードだけは入れたほうがよいのではないか。

(座長) ご指摘は理解できるが、指針はこれからの方向性を示すものなので、具体的な施策は指針策定後に検討するものと認識している。この中に具体的な方向性を記載してもよいと思うが、どの程度入れるか。方向性が出ていれば指針本来の役割は果たすと思う。

(事務局) 指針は方向性を示すものなので、具体的な部分については、指針の方針に基づいて施策を検討し、その施策に基づいて、具体的な事業の実施、取組みを推進していくものと考えている。また、指針策定後には進行管理ということで、指針に基づく施策や事業について、庁内で取りまとめて、その中身を確認していくための会議を予定している。細かい部分については、その会議の中でチェックする形になる。

(座長) 施策はそちらのほうでより具体化していくと推測できるが、実際にどこまで市が実施するかということもあるし、できれば何回でも市民からご意見をいただけてほしい。

指針の性格上、ある程度大雑把でも止むを得ないということをご理解いただきたい。

(事務局) 市民団体への説明会でも内容が漠然としていて、具体的に何をやるのか見えにくいといったご意見は、市民の方からも多くいただいた。

(座長) ある程度それに応じて具体的な内容を追記するとなると、各所管課が記載する必要がある。具体策が入るところと入らないところが出てくるのもどうなのか。バランスが難しい。

(委員) 具体的な施策を記載する場合、実施計画をつくるのかという問題も出てくる。

それでは大ごとになるので、毎年度の予算の項目に「人権に関するもの」という項目をつくって、そこで各所管課がどういった視点で人権に配慮しているかがわかるような形にしてはどうか。今はそういった項目はないと思うので、予算の段階で人権に配慮した視点を具体的に出してもらえれば、市民もわかりやすいのではないだろうか。すべての事業に人権に配慮した視点が適用されるとは考えられないが、とてもよいことだと思ふし、市民が望んでいる取組みにつながっていくと思う。

(座長) 手続きとしては煩雑かもしれないが、指針が策定され、やっと人権を尊重した市政が実施されていくという段階になるのではないかと思う。

パブリックコメントの意見を拝見すると、具体策がないという意見が多かったが、指針の性格上仕方がないということでご理解いただきたい。

(副座長) 6ページ「3 市の基本姿勢」の「(3) 民間有識者等による会議の設置」については、どのようなものを想定しているのか。

(事務局) 現在は会議として「平塚市人権懇話会」を設置しているが、指針策定後は「(仮称) 平塚市人権施策推進協議会」という名称で市の附属機関に位置づけ、この会議の中で具体的な市の施策や事業、評価についてご意見をいただきたいと考えている。

(委員) 6ページ「(4) 市民等との協働によるまちづくり」の4行目に「基本的人権が擁護されるまちをめざします。」とあるが、「めざします」ではなく、もう少し違う表現であると思ふ。

(座長) もっと力強くしたほうがよいということか。

(事務局) 指針自体が人権尊重社会の形成促進というところもあるので「めざします。」としている。細かいニュアンスは異なるが、「まちづくりを進めます。」などがよいか。

(座長) 「めざします」より「進めます」のほうが強い表現だと思ふ。微妙なニュアンスだが、点検の際に効果があるかもしれない。

(事務局) ただし、前の文章が「人権意識にすぐれたまちづくりを推進します」となっている。また、ほとんどの文章は人権を「尊重」となっているのに、この文章だけ「擁護」となっている。ここは平成18年に制定された平塚市自治基本条例の第8条第2号の「豊かな人間性と文化を育む基本的人権を擁護するまちにします。」という表現を受けて、このような表現にしている。

(座長) 確かに弱いという印象もあるが、条例に依拠しているということなので、具体的に施策や取組みを実施していく中でどう見守っていくかということだと思ふ。基になる条例の趣旨を反映したということなので、このままでよいか。

(委員) 了承した。

(座長) 続いて、7～36ページでご意見はあるか。パブリックコメントの意見は19・23・28ページに反映されている。

(委員) 8ページ「2 人権啓発の推進」の「(1) 多様な啓発活動の推進」について、先ほどの意見とも関連するが、パブリックコメントを受けて、啓発の具体的な推進ということで「イ 講演会・講座等による啓発」に「標語」を追加できないか。平塚市ではどういった標語があるかわからないが、人権の大切さ、重要さについての標語をいろいろなところに掲示するなど。

(座長) ポスターの掲示など具体的な取組みとしては他にもあると思ふが、特に標語の

みを入れることに特別な意味があるのか少し気になった。「講演会・講座等」もあるのだが、手段（手法）として具体的なものが一つだけ出てくるのは違和感がある。なぜ標語がよいと考えたのか。

(委員) 標語というのは割と皆の頭の中に入りやすく、日常生活にも身近だと思うので、あまり仰々しくならずによいのではないかと考えた。標語の決め方も広報を利用するなどさまざまな方法があると思うので、全般的なあり方と身近なものがあってもよいのではないかと考えた。

(座長) 文章に「あらゆる機会を活用し」とある。標語や人権啓発ポスター、人権をめぐる中高生の弁論大会でもよいし、想定されるものはいろいろあると思うが、具体的なものを挙げるかどうか。具体例を挙げてしまうと、おそらくそれに拘束されてしまうと思うが。

(事務局) 市では、国から年度毎に示されている目標や啓発資料を活用したりしている。ここには講演会・講座等と記載しているが、ポスターやチラシ、パンフレット、中学生に向けた人権作文、庁内パネル展示（掲示）など、細かいものについては明記していない。ここにどこまで入れるか、どれを入れるかの判断が難しい。

(委員) このままでよいと思うが、もし入れるのであれば、標語よりも広報のほうがよいと思う。

(座長) あまりにも具体的過ぎるということか。

(委員) そのとおり。

(座長) 全体が包括的な内容であり、具体的に書かれているものがあまりにも少ないということはもっともな意見だとは思いますが。

(事務局) 「(1) 多様な啓発活動の推進」の説明文に「広報活動など」とあるので、これで読めないだろうか。

(座長) 確かに具体的内容がア・イだけでは少ないとは思いますが、(加えると) 上の文章とほとんど変わらなくなる気もする。

(事務局) 上の文章だけでもよいのだが、具体的に項目立てて明確にしたところもある。ウとして具体的に追加したほうがよいか。

(座長) 個人的にはそう思う。

(委員) ウとして広報活動を追加するのはどうか。

(座長) アは情報提供のみとし、ウは啓発活動としてはどうか。

(事務局) 「ウ 広報活動による啓発」というような文言を検討する。

(座長) ほかにあるか。19・23・28ページの意見反映（案）についてもこれでよいか。

23ページ「(6) 外国籍市民の人権」について、パブリックコメントの意見を反映させたということで、「また、外国人であるというだけで、アパートの入居や公衆浴場、飲食店等への入店を拒否されたり…」とあるが、これは平塚市に実際に起きた事件のことなのか。公衆浴場は小樽市での事件の判例があるが、そういう全国的な事件として記載しているのか。

(事務局) 一般的なこと、社会全体的な内容として記載している。

(座長) 平塚市の事件ならば記載する意図もわかるが、全国的な事件を書いても仕方な

いのではないか。話の流れをみても、追記部分と前後の文章表現に違和感がある。この文章は「たとえば、」の後に続くのではないか。内容も疑問がある。パブリックコメントの意見を反映する点はよいと思うが。

(委員) 在日韓国・朝鮮人等の問題と具体的な問題を同列に並べているのは違和感がある。

(委員) 触れるのであれば、具体的な問題が記載されている「課題」のほうがよいのではないか。上の文章はパブリックコメント前の原案のままでよいと思う。ここまで触れると、他の分野でも記載しなければいけなくなるのではないか。

(委員) 冒頭が「本市では、」となっているし、具体的に書き込み過ぎていて感じた。本市においても、在日韓国・朝鮮人の問題はまだ存在すると思う。ここに入れるのであれば、「また、」以下の文言については扱いを別にしたほうがよい。ここは本市における状況のみにしたほうがよい。

(座長) 確かに「また、」以下はいらないと思う。3行目以降を次のように変更してはどうか。「…、言語、宗教、習慣などの違いから生じる差別問題や、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人問題など、外国人をめぐるさまざまな人権問題があります。」

(委員) 他の分野でもこれほど踏み込んだ記述はしていないので、全体のバランスからみても違和感がある。

(座長) あくまでも平塚市の指針なので、全国的な話はいらないのではないか。

(委員) 在日韓国・朝鮮人の問題も平塚市で大問題になっているわけではないので、あえてクローズアップする必要もないかもしれない。

(委員) 別の面で大きく取り上げられてしまう可能性もある。

(座長) 記載するとしたら、上の文章からは削除し、課題で触れる程度だろうか。

(委員) パブリックコメントの意見は、「在日韓国・朝鮮人について詳しく記述する必要がある」というもので、公衆浴場や飲食店等の入店拒否について記載を求めているわけではない。意見反映という意味では、必要ないのではないか。

(事務局) 本市の状況だけでなく、社会状況を示すために国内の状況も盛り込んだ。

(副座長) 「また、」以下の具体例の対象となるのは、在日韓国・朝鮮人だけではない。入れるのであれば、「国内では」としてももう少し丁寧な書き方にしたほうがよい。我々はわかっているから大丈夫だが、このままの書き方では平塚市でもこういった問題があったと誤解されてしまう。

(事務局) 「また、」以下の文言は削除する。在日韓国・朝鮮人に関しては、課題があることがわかる程度に文章の中に入れる形にしたい。

(座長) 上の文章に入れても課題に入れてもどちらでもよいと思う。

(委員) 課題に入れてしまうと、平塚市の課題だと誤解されてしまうかもしれない。

(座長) 国全体の課題としてはであるので、課題でも違和感はないと思う。

(委員) 在日韓国・朝鮮人は、当然、市できちんと登録されていると考えてよいのか。

(座長) 外国人登録をしている。

(委員) 長い間平塚市に住んでる人もいる中で、問題が起きていないのにここに書き込んでしまうと、当事者にとってはあまりいい気がしないのではないか。外国人ということならよいかもしれないが、在日韓国・朝鮮人に限ってもよいものか。

(座長) パブリックコメントの意見としては、別項目を設けたほうがよいということなの

で、歴史的特殊性を理解し反映した施策に結びつけてほしいという趣旨だと思う。東アジア、旧植民地エリアの人たちをどうするか。他の地域の外国人と同列でよいのか、歴史的な経緯を考え別立てにして対処すべきか。施策の方向性は、一律同じに扱った上で議論するかどうか。両方ありうると思うが、どちらかというところ懇話会の意見としては外国人として対等に扱うという意見が多いと感じる。

(副座長) 在日韓国・朝鮮人の関係については、他の外国人に比べて長く日本にいるということもあり、権利保障の問題も含めてさまざまな課題があった。今はさまざまな国の外国人に反映されるわけだから、具体的に取り上げても差し支えないと思う。神奈川県内にかなり住んでいるわけだし、平塚市にも住んでいる。年金問題など課題をあげればキリがないが、問題があるということが漠然とでもわかるようにしておいたほうがよいのではないかと。

(委員) パブリックコメントの意見を尊重するのであれば、3行目の文言を「言語、宗教、習慣などの違いや、我が国の歴史的な経緯に由来する問題を含めた形での外国人をめぐるさまざまな…」としてはどうか。

(副座長) 歴史的経緯といってもいろいろある。例えば日系ブラジル人についても、大きな問題になっている。私は在日韓国・朝鮮人はほかの外国人とは違うので、きちんと触れてほしいと思う。

(委員) 在日韓国・朝鮮人の差別は歴史的に明らかにある。ここまで詳しく記載する必要はないと思うが、前段の部分くらいは記載してもよいと思う。

(座長) 個別に記載することが一般的だと思うので、在日韓国・朝鮮人等の問題については記載していただく。あとは文章をどのような形で入れるかということだが。

(事務局) いただいたご意見の中で検討する。表記は「在日韓国・朝鮮人」「在日朝鮮・韓国人」のどちらがよいのか。

(座長) 日本語としては「在日韓国・朝鮮人」というほうが多いと思う。

(事務局) 先ほど委員からご意見をいただいた部分に「在日韓国・朝鮮人をめぐる」という文言を入れた形にしたい。

(座長) パブリックコメントでも意見をいただいているので、文言は入れる方向で修正していただく。

そのほかにあるか。

(副座長) 35ページ「(14) その他の人々の人権」について、「その他」という表現を「さまざまな」に変更してはどうか。「その他」というと上下関係があるように受け取れる。

(座長) 確かにそのような印象はある。

(事務局) ひらがなでよいのか。

(委員) 分野別施策が(1)から(13)まであって、(14)として「さまざまな人々」は少し違和感がある。「その他の人々の人権」ではなく、(1)から(13)以外の人権という意味で「その他」としてはどうか。

(副座長) 「その他」という言葉自体に見下している印象がある。人権に優劣はないので、「その他」は気になる。

(座長) 本文・目次ともに、「さまざまな」に修正していただく。

(委員) 「在日韓国・朝鮮人」の表記について、「朝鮮半島からの」としてはどうか。

(座 長) 韓国や朝鮮という言葉を使いたくないのであれば、そういった表記もある。論理的には可能だと思うが、人権問題として扱う場合には「在日韓国・朝鮮人」のほうが一般的。ただ、本来は韓国・朝鮮だけでなく、台湾や中国など日本の植民地だったところの出身者の問題だと思うが。

文言の表記に平塚市の考え方や方針が現れると思うので、一般的な表現とは違う言い回しをすることで、この問題（在日韓国・朝鮮人の問題）については平塚市は一般的な感覚で考えていないのではないかと誤解される懸念はある。読み手次第ではあるが、一般的な言葉を使っておいたほうが無難な気はする。

(委 員) 韓国の人には「北のほうに気を使っている」と言っている。

(座 長) 出身者にどちらがいいか決めてもらうのが一番よいかもしれないが、ここでは原案のまま「在日韓国・朝鮮人」としたい。

(事務局) 表記は国や県、他市で一般的に使われている表現を参考にしている。

(座 長) 委員のご指摘のように、あえてより差別的でない表現として「朝鮮半島出身者」を選択するというのも平塚市としてひとつのアピールになるかもしれない。その代わりどの言葉が適切かの判断が難しい。一般的に使われている表記を使うのが無難ではあるが、事務局で検討していただきたい。

(事務局) いただいた意見を参考に、表記についてはもう一度調べて検討したい。

(副座長) 25ページ「(7) 患者等（H I V感染者、ハンセン病患者、心の病等の患者など）の人権」の課題について、「ハンセン病患者・元患者」とあるが、ハンセン病の患者は現在も日本に存在するのか。元患者はいると思うが、完治しているのではないか。先日、患者はもういないという話を聞いた。統計が出ていると思うので、現在の状況を調べていただきたい。

(座 長) 実際には強い病気ではないと思うので、完治している可能性もある。

(事務局) 承知した。

(座 長) ほかにどうか。

(委 員) 36ページ「(14) その他の人々の人権」について、施策の方向性に「お互いの人権を認め合うまちをめざします。」といった趣旨の文言を追記してはどうか。

(座 長) 最後の締めくくる文章として追記してもよいかもしれない。

(事務局) 検討する。

(委 員) 14ページ「(2) 子どもの人権」の施策の方向性「1 児童虐待防止への取り組み」3行目に「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会を一層充実させます。」とあるが、ここ以外に「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会」についての記述はあるか。唐突に出てきたので、「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会」についての説明等があったほうがよいのではないか。

(事務局) ほかでは触れていない。平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会はいろいろな機関で構成されており、実際に問題の対処にあたっているので、協議会の中身を充実させるという趣旨で記載した。あくまで主要な取組みの方法がネットワーク協議会のなかの活動ということ。

(委 員) ここに入れること自体は構わないと思うが、唐突に出てきているのでその説明をしたほうがよいということ。



(委員) 文末に位置づけたことで、児童虐待防止への取組みはネットワーク協議会のみという印象になってしまっている。「…の推進や平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会の充実など、関係機関との連携を強化します。」としてはどうか。

(委員) 新たに協議会をつくるのではなく、既にあるということ。

(座長) 関係機関との連携の強化を図り、そのひとつとして、既に活動しているネットワーク協議会をさらに充実させるということ。取組みとしてこういうことやる、それに対して既にご尽力いただいている協議会をさらに充実させるという2つの内容を盛り込んでいただきたい。

(事務局) ご指摘を踏まえ修正する。

(座長) 次回は最終回で確認作業だけになると思うが、ほかにご意見はあるか。

冒頭でも申し上げたが、内容が具体的ではないという意見はその通りだと思うが、指針の性格上やむを得ないということをご理解いただければと思う。

### 3 その他

今後の予定について事務局が説明を行った。

(事務局) 本日はいただいた意見について事務局で修正案を作成するので、会議録と併せてご確認いただきたい。同時に、庁内で意見照会を行い、まとめたもの(最終案)を次回会議で提示するので、最終確認をしていただきたいと考えている。

来年2月には市長や議会に報告し、3月の公表を予定している。

(座長) お送りいただく修正案から最終案までに変更する可能性があるのか。

(事務局) 可能性はある。庁内照会で意見が出れば、それを踏まえて最終案を作成する。

(委員) 資料1について質問がある。市の考え方が庁内調整中ということだが、それによって指針の内容が変更になることもあるのか。

(事務局) 細かい文言の修正(統一)等はあると思うが、基本的な部分については庁内から特に意見はないので、現時点ではほぼこの内容になると思っている。資料1についても、市の考え方が大きく変わることはない。

(委員) パブリックコメントの意見に対する本人への回答は、市の考え方と同じなのか。

(事務局) 直接本人には回答しない。資料1のような形で取りまとめてホームページに掲載する予定。

次回懇談会の日程調整を行い、平成25年1月9日(水)10時から教育会館 大会議室で開催することとなった。平塚市人権施策推進指針の最終確認を行う。

引き続き、人権講演会「震災と人権」(平成25年1月18日開催)について事務局から説明を行った。

### 4 閉会

事務局が閉会の挨拶を行った。

～ 以上 ～